

議案第48号

財産の無償譲渡について

財産を下記のとおり減額して無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 無償譲渡をする財産

【建物】

所 在 かすみがうら市西成井字ミダノ脇85番地
種 類 公民館
構 造 木造セメントかわらぶき平屋建
床面積 245.11平方メートル

2 無償譲渡の相手方

かすみがうら市西成井85番地
認可地縁団体 西成井集会
代表者 齊藤 英雄

3 適正価格

47,000円（不動産鑑定評価額）

4 無償譲渡をする時期

議決後、速やかに無償譲渡契約を締結

5 無償譲渡する理由

本施設は、主となる本館部分は明治時代に建築されたものである。

平成12年に増築をしているが、増築部分は、本館と一体性を有するトイレと調理室であり、新築後100年以上を経過した建物として評価した場合、経済的耐用年数は満了したものとするのが相当である。

また、地縁団体移管後について、平時は地域コミュニティの活動拠点としての活用に供し、選挙時には投票所として利用するなど公共的な役割を担う施設として期待できるため、無償譲渡をするものである。